

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください

## 令和6年度第2回地方労働審議会を開催しました



令和7年3月17日（月）に今年度第2回地方労働審議会を開催いたしました。

公労使の各委員にご出席いただき、今年度の行政運営実施状況を報告し、次年度の行政運営方針(案)について審議を行いました。

静岡労働局では、次年度最重点施策（①賃金引上げに向けた支援と安全で健康に働く環境づくり、②中小企業等における人材確保の支援の推進及び労働者の学び・学び直し等の促進、③女性活躍の促進、男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境整備）に基づき、引き続き適正な行政運営に努めてまいります。

※本審議会の議事録は取りまとめでき次第、静岡労働局HPに公開いたします。



## 令和6年度第2回静岡県地域職業能力開発促進協議会を開催しました



地域の関係者に参画いただき、令和6年度第2回静岡県地域職業能力開発促進協議会（3/4）を開催しました。

協議会では、公的職業訓練の実績や、職業訓練実施機関、訓練受講者を採用した企業及び訓練を修了した方からのヒアリング結果等を踏まえ、地域の実情に応じた訓練のニーズについて協議を行い、令和7年度「静岡県地域職業訓練実施計画」を策定しました。この計画に基づき関係者間で連携し、地域のニーズに即した訓練コースを設定するとともに、デジタル分野における能力開発の重要性の発信や、応募率、就職率向上に向けた取組等により、効果的かつ効率的な公共職業訓練を実施していきます。



▲協議会の様子  
(静岡地方合同庁舎 4階大会議室にて開催)

詳細は静岡労働局ホームページをご覧ください。

# 令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン



全国の大学生等を対象として、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すほか、事業主にも労働条件の明示を確実に実施していただくことを目的としたキャンペーンを実施します。

## ●実施期間

令和7年4月1日から7月31日

## ●重点的に呼びかける事項

- ・労働条件の明示
- ・シフト制労働条件の適切な雇用管理
- ・労働時間の適正な把握
- ・商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ・労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めること  
や労働基準法に違反する減給制裁の禁止



## 事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



☑ チェックしてみましょう

- ☑ アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？  
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☑ 勤務シフトは適切に設定されていますか？  
（学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？）
- ☑ アルバイトについても労働時間を適正に把握していますか？  
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☑ アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- ☑ アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

# もにす認定事業主が新たに静岡市駿河区に誕生しました



障害者の雇用の促進や安定に関する取組の実施状況などが優良である「障害者雇用優良中小事業主（もにす）認定企業」として、2月10日に「静岡給食協同組合」（静岡市駿河区）を認定し、3月12日にハローワーク静岡において認定通知書を交付しました。静岡県内で13社目の認定となります。



## 認定事業主

静岡給食協同組合（静岡市駿河区）

### 【愛称（もにす）の解説】

共に進む（**とも**に**すす**む）という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。



静岡給食協同組合 理事長 岩井様（中央）、専務理事 畑中様（左）、ハローワーク静岡 河原崎所長（右）

## 障害者雇用優良中小事業主認定制度とは

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度で、令和2年4月1日に創設されました。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。



# STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取組

## 準備期間（4月）にすべきこと

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立しましょう
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検しておきましょう
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定しましょう
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討しましょう
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討しましょう
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知しておきましょう
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施しましょう

厚生労働省熱中症ポータルサイト <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

## 子育てを支援する新たな給付金制度が施行されます（令和7年4月）



### 出生後休業支援給付

両親ともに育児休業の取得を推進するため、一定の期間以内に両親ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、**育児休業給付とあわせて給付率を80%（手取りで10割相当※）の給付**を行います。

※育児休業中は、申し出により、健康保険料、厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は、雇用保険料の負担はなく、また育児休業等給付は非課税です。

このため、**給付率80%は、手取り10割相当**となります。

### 育児時短就業給付

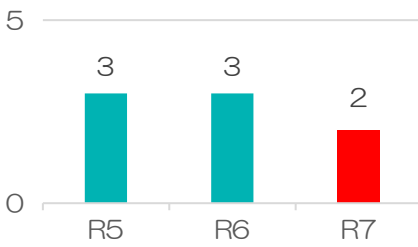
2歳未満の子を養育するために、所定労働時間を短縮し、賃金が低下するなど一定の要件を満たした場合、**育児時短就業中の賃金額の10%相当額を支給**します。

# 労働災害発生状況（令和7年2月末時点発生分）

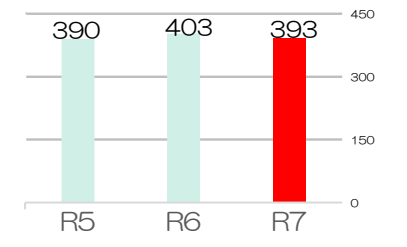
（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



## 死亡災害



## 死傷災害(休業4日以上)



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など危険な状態をみつけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対し対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業者への意識づけ、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

令和7年2月末時点における県内の死亡災害は2人で前年同期に比べ1人減少、死傷災害については393人で前年同期に比べ10人減少しています。死亡災害については、**製造業で2人**が被災しています。

また、死傷災害では、**115人**が「転倒」により被災し、全体の約**30%**を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にいただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。

ぬかづけ運動

検索



詳しくはホームページをご確認ください



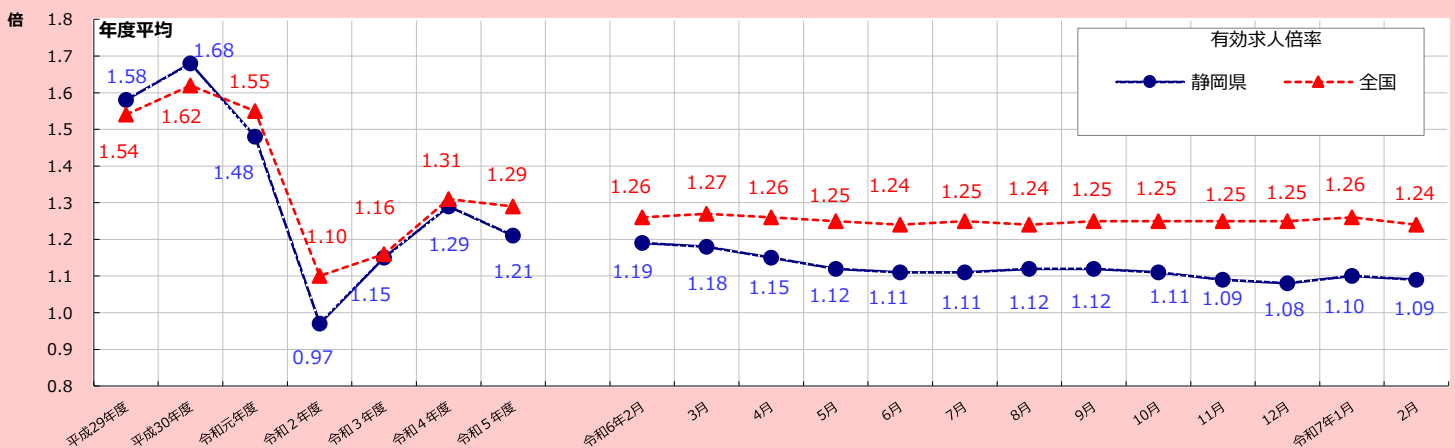
## 静岡県有効求人倍率（令和7年2月）



### <雇用情勢の概況>

令和7年2月の有効求人倍率（季節調整値）は1.09倍（全国39位）となり、前月を0.01ポイント下回りました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」と判断しています。



編集/発行 静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号

（静岡地方合同庁舎5階）

TEL 054-252-5310



静岡労働局HP



静岡労働局YouTube



静岡労働局 X